

広島県告示第七百四十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防を行うサービス事業所	指定年月日
	社会福祉法人 健全会	一 福山市沼隈町能登 原明神一四三六番		